



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセス FSA 第 109 号 (2012 年 7 月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



金融審議会総会（第 28 回）・金融分科会
（第 16 回）合同会合で挨拶をする
松下大臣
（7 月 4 日）



斉藤東証社長、米田大証社長と
面会をする松下大臣
（7 月 6 日）

目次

【トピックス】

- 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について 2
- 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について 2
- 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要 4
- 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について 7
- 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について 7

【お知らせ】 9

【金融ここが聞きたい！】 13

【6 月の報道発表】 14

【6 月のアクセス数の多いページ】 16

【トピックス】

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する パブリックコメントの結果等について

金融庁では、平成 24 年 4 月 3 日（火）から平成 24 年 5 月 2 日（水）にかけて、[「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等](#)を公表し、広く意見の募集を行い、その結果等を平成 24 年 6 月 1 日（金）に公表しました。

本件の命令は、平成 24 年 6 月 1 日（金）に公布され、同日より施行されています。

本件の命令の概要は以下のとおりです。

1. 「銀行法施行規則」等の改正

動産担保融資（ＡＢＬ）等の開発・普及等に資するため銀行等の子会社の業務に以下の業務を追加します。

- (1) 他の事業者が貸付等の債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- (2) 親銀行等が貸付等の債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該貸付等の債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、及び購入した財産の所有・管理を行う業務

※ なお、上記（2）の業務において「適正な価格で購入」することを求めていることから、平成 24 年 6 月 1 日に結果公表された主要行等向けの総合的な監督指針等において、監督上の留意点として「客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか」という点を記載しています。

2. 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則」等の改正

信託契約締結時の書面交付を要しない場合に、委託者との間で同一の内容の特定売掛債権（委託者と債務者である取引先との継続的取引契約によって生じる売掛債権をいいます。）の信託契約を締結したことがある場合を含めることとし、いわゆる一括信託の契約更新時に再度書面を交付しなくてもよいこととします。

また、あわせて、信託契約締結時に信託契約の内容の説明を要しない場合に、上記と同じ場合を含めることとし、一括信託の契約更新時に再度説明しなくてもよいこととします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)（6 月 1 日）にアクセスして下さい。

障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

金融庁では、金融機関に対し障がい者等に配慮した取組みを要請しているところですが、その取組み状況を把握するため、各金融機関に対し、平成 24 年 3 月末時点での障がい者等に配慮した取組み状況についてアンケート調査を行い、その結果を 6 月 1 日に公表しました。

主な調査結果は以下のとおりです。

1. 視覚障がい者対応ＡＴＭの設置率について

ハンドセット方式等の視覚障がい者が自ら操作できる機能がある視覚障がい者対応ＡＴＭの設置台数の割合は、全金融機関で約 69%です。

【業態ごとの内訳】

主要行等 約 88%（うち都市銀行等約 89%）、信託銀行 約 82%、地方銀行等 約 52%、
第二地方銀行 約 44%、信用金庫 約 55%、信用組合 約 55%、労働金庫 約 61%

2. 預金取引に係る自筆困難者への代筆に関する内部規定の整備状況について

預金取引に係る代筆規定を「策定済み」と回答のあった金融機関の業態ごとの割合は、次のとおりです。

【業態ごとの内訳】

主要行等 約 81%【約 92%】（うち都市銀行等 100%【100%】）、信託銀行 100%【100%】、
地方銀行等 100%【100%】、第二地方銀行 100%【100%】、信用金庫 約 100%【100%】、
信用組合 約 98%【約 99%】、労働金庫 100%【100%】

注：【 】内の数値は、規定を策定済みの先のうち、職員による代筆規定の整備率

3. 障がい者等に対するCSRを意識した取り組み事例

各金融機関は、顧客のニーズやそれぞれの優先順位を踏まえつつ、障がいをお持ちの方々の利便性が更に高まるよう、それぞれ主体的に対応しています。取り組みの一例は次のとおりです。

- ・視覚障がい者の方に配慮した接客を目指し、全営業店に 1 名以上のサービス介助士の資格を保有する職員を配置。
- ・点字カレンダーを視覚障がい者団体や盲学校に贈呈する活動を毎年継続して実施。月ごとに切取って使えるように工夫を凝らしている。
- ・視覚特別支援学校の卒業予定者にATMの利用方法等について説明を行った。
- ・視覚障がい者の方の自宅を訪問し、店舗の設備、接遇等について感想や希望を伺った。
- ・利用者が多い営業店に振動式の呼出機を設置している。
- ・ホームページをリニューアルし、音声読み上げ、表示サイズ変更、画面色変更、ルビ（ふりがな、ローマ字）などアクセシビリティの向上を行った。

【参考】アンケート対象金融機関数

◎主要行等は 16 行（みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ 銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行（以上 5 行をもって「都市銀行等」という。）、あおぞら銀行、新生銀行、セブン銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、ソニー銀行、シティバンク銀行、住信SBIネット銀行、イオン銀行、じぶん銀行、大和ネクスト銀行）

◎信託銀行は 6 行（住友信託銀行、中央三井信託銀行、野村信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ 信託銀行、オリックス銀行）

◎地方銀行等は 65 行（地方銀行協会加盟行、埼玉りそな銀行）

◎第二地方銀行は 42 行（第二地方銀行協会加盟行）

◎信用金庫は 271 金庫

◎信用組合は 158 組合

◎労働金庫は 13 金庫

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「障がい者等に配慮した取り組みに関するアンケート調査の結果について（6月1日）」](#)にアクセスしてください。なお、ウェブサイトに掲載した資料については、テキスト形式のものもございますので、読み上げソフトをお使いの方はそちらもご利用下さい。

中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成24年5月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所47先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況感は、引き続き厳しい状況にあります。そのような中、現状D、I.のマイナス幅が縮小傾向にあります。

悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「仕入原価の上昇等」及び「販売価格の下落」となっています。

区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因 (回答割合)					(単位：%)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの (①～④に該当しないもの) 例：営業建物の損壊、原材料の調達不能、節電による業務の縮小等	
製造業	▲49 (▲62)	▲49 (▲68)	26.2 (21.1)	37.9 (39.4)	8.7 (12.8)	16.5 (14.7)	10.7 (11.9)	
小売業	▲53 (▲62)	▲47 (▲57)	13.8 (9.3)	55.3 (57.4)	18.1 (22.2)	0.0 (0.0)	12.8 (11.1)	
卸売業	▲55 (▲66)	▲57 (▲64)	15.2 (14.7)	49.5 (49.5)	19.2 (16.5)	4.0 (4.6)	12.1 (14.7)	
建設業	▲51 (▲62)	▲62 (▲62)	13.8 (15.4)	47.7 (49.6)	29.4 (29.9)	0.0 (0.0)	9.2 (5.1)	
サービス業	▲47 (▲55)	▲49 (▲51)	7.9 (4.3)	60.5 (56.4)	18.4 (20.2)	0.0 (2.1)	13.2 (17.0)	
不動産業	▲43 (▲57)	▲54 (▲54)	0.0 (0.0)	73.8 (75.0)	18.0 (16.7)	0.0 (0.0)	8.2 (8.3)	
運輸業	▲62 (▲68)	▲68 (▲66)	40.0 (28.4)	35.0 (44.1)	18.3 (21.6)	1.7 (0.0)	5.0 (5.9)	
平均	▲51 (▲62)	▲55 (▲60)	18.7 (14.1)	49.1 (51.9)	18.7 (20.3)	3.5 (3.2)	10.0 (10.5)	

(注1) D、I. = 「良い」と回答した先数構成比 — 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は24年2月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りも、引き続き厳しい状況にあります。そのような中、現状D. I. のマイナス幅が縮小傾向にあります。

悪化の要因としては、「中小企業の営業要因」の割合が最も大きくなっています。

区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因(回答割合)					(単位:%)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 金融機関の融資態度や融資条件等	③ 改正貸金業法施行の影響等、ノンバンクの融資態度・動向	④ セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例:被災による担保価値の下落、取引先の被災による入金の遅れ等	
製造業	▲38 (▲45)	▲40 (▲57)	83.7 (85.7)	9.3 (3.6)	0.0 (0.0)	2.3 (3.6)	4.7 (7.1)	
小売業	▲49 (▲57)	▲53 (▲62)	90.9 (89.4)	3.6 (1.5)	0.0 (0.0)	3.6 (3.0)	1.8 (6.1)	
卸売業	▲47 (▲47)	▲51 (▲49)	95.8 (86.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2.1 (3.8)	2.1 (9.6)	
建設業	▲51 (▲53)	▲60 (▲62)	79.4 (81.2)	14.3 (10.1)	0.0 (0.0)	4.8 (2.9)	1.6 (5.8)	
サービス業	▲43 (▲49)	▲45 (▲51)	87.5 (80.0)	10.0 (5.5)	0.0 (0.0)	0.0 (3.6)	2.5 (10.9)	
不動産業	▲39 (▲48)	▲46 (▲52)	88.6 (90.4)	4.5 (1.9)	0.0 (0.0)	2.3 (0.0)	4.5 (7.7)	
運輸業	▲43 (▲57)	▲45 (▲57)	90.9 (88.3)	6.8 (1.7)	0.0 (0.0)	0.0 (3.3)	2.3 (6.7)	
平均	▲44 (▲51)	▲49 (▲56)	87.8 (85.9)	7.1 (3.7)	0.0 (0.0)	2.4 (2.9)	2.7 (7.6)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示しています。

(注3) 表中の括弧書は24年2月時点の調査結果

(参考1) 東日本大震災に関連した業況感に関する主なコメントについては以下のとおりとなっています。

《製造業》

- 震災により被害を受けた製造設備等の復旧は進んでおり受注も戻っているが、販売単価の引下げや原材料高等によるコストの上昇で依然として厳しい状況にある（福島県）
- 震災や円高の影響は和らぎ、機械器具関連や食品関連などを中心に業況は回復し安定しつつある（栃木県）
- 金属製品製造業については、震災により需要が落ち込んだが、最近の受注状況は僅かであるが回復の兆しが出てきている（新潟県）
- 震災やタイの洪水の影響により厳しい状況に陥っていたが、企業の自助努力により、良いとまでは言えないが受注を戻している事業者も見られる（千葉県）
- 震災特需は収まったが、一方で震災やタイの洪水の影響を受けていた住宅部品などの調達が回復してきており、現状は安定している（三重県）
- 一部には震災復興の需要はあるが、人口減などのため需要は伸びず、全体として悪い状況は変わらない（高知県）

《小売業》

- 被災地復興支援として県産品を購入する動きに加え、旅客鉄道会社のキャンペーンによる観光客増加の影響などから、震災前と比べても好調である（岩手県）
- 家電品関連は節電特需が終了し売上げが減少しているほか、青果物は原発事故の影響や天候不順による販売価格の上昇などにより厳しい状況であった（栃木県）
- 去年は復興支援のための被災地の物品販売により売上げ増加となったが、最近はその効果も薄れてきている。消費者の所得も増えておらず、消費マインドが盛り上がってこない（千葉県）
- 売上げは去年に比べ増加しているが、震災前に比べると厳しい。客単価は、依然として低価格傾向である（静岡県）

- 東日本大震災から一年が経過し、買い控えは一息ついている。特に 3 月、4 月は高額商品の売れ行きが良かった店舗もある（大分県）

《卸売業》

- 企業の物流の滞りもなく、ほぼ震災前に戻っており、特に大きな懸念材料もない（山形県）
- 復興需要に伴い建築資材等の卸売りは好調なものの、電気製品関係の卸売りは厳しい状況にあるなど、業種によって区々な状況である（宮城県）
- 原発事故の風評被害で茶葉や海苔の売上げが落ちている。全体としては、需要の低迷や競争過多による販売価格の下落で厳しい状況にある（千葉県）
- 国内需要については、震災の復興需要等により、建設資材など建設関連が堅調な動きを見せている（神奈川県）
- 商品の仕入れや物流面等への震災の影響は回復しているが、仕入単価の上昇や小売業からの値下げ要求により業況は厳しい（愛媛県）

《建設業》

- 復興関連工事の需要が旺盛なことから総じて堅調である一方、下請け企業では、原材料費や人件費が上昇していることから利幅が取れていない状況がみられる（岩手県）
- 沿岸部の公共工事やマンション等の補修工事など、復旧・復興関連の需要が旺盛なことから、引き続き好調である（宮城県）
- 震災の復興関連工事により受注は増加傾向にあるが、資材価格の高騰や受注単価の低下により収益の向上にはあまり繋がっていない（栃木県）
- 震災の復興需要に伴い、一部の企業では受注が好調に推移している。また、建替需要は低迷しているものの、耐震・免震工事の受注が増加している企業も見られる（神奈川県）
- 需要の低迷により現状は悪い。また、東北の復興需要で人手が不足しており、需要があっても十分に受注を受けられない状況にある（京都府）
- 震災により建築資材の仕入れが困難な状況からは回復しているが、官民双方の需要の停滞、請負単価の低下は続いており、業況は厳しい状況にある（愛媛県）

《サービス業》

- 県内主要観光地におけるゴールデンウィーク中の観光客数は、震災前とほぼ同水準だったものの、原発事故の風評などから関西以西や海外からの観光客は戻っておらず、全体としては厳しい状況が続いている（山形県）
- 旅館業などでは、復興需要などにより一部に持ち直しの動きがみられるが、風評被害による影響は長期化している（福島県）
- 復興関係者が集まる地域の飲食業は好調であるが、全体としては集客等に差がみられることから良くも悪くもない（宮城県）
- 震災に伴う自粛等により中止となっていたイベントが復活したことなどから、宿泊・観光施設などの業況は好転している（群馬県）
- 観光関連業は、震災の自粛ムードがあった昨年に比べ売上げは増加しているが、震災前に比べると良くはない（山口県）
- 震災の影響で一時途絶えていた海外観光客が戻りつつあるなど、回復傾向にある（福岡県）

《不動産業》

- 不動産賃貸については、県が民間アパートを借り上げ震災被災者に無償で提供していることもあって、物件の供給が不足しており、地元の人は希望するアパートに住めない状況が続いている（山形県）
- 不動産賃貸については、古いビルから耐震性の高い中心部のビルにオフィス等を移転する動きがみられる。また、アパート等は震災被災者用の借上げを背景に、引き続き高い入居率となっている（宮城県）

- 不動産賃貸については、震災被災者の避難に伴うアパート需要の動きは落ち着いた。土地の売買・仲介については、原発事故による放射線量の問題などから動きが鈍い（福島県）
- 津波の浸水予想地域の見直しにより、当該地域の投資マインドが悪化している（高知県）

《運輸業》

- 原発事故による農産物の風評被害などから物流が回復していない。また、燃料の高騰による大幅なコスト増を料金に反映できず、経営を圧迫し非常に厳しい状況にある（福島県）
- 震災による工場の操業停止などにより、仕事量が多少減った時期もあるが、現在は回復傾向にある（茨城県）
- 震災復興需要に伴い東北方面への貨物輸送は持ち直しているものの、関東や関西方面への長距離輸送は不振となっている。貨物輸送全体の取扱量は減少傾向が続いている（新潟県）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要（平成 24 年 6 月 29 日）](#)にアクセスしてください。

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」、「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」の一部改正（案）につきまして、平成 24 年 5 月 31 日（木）から平成 24 年 6 月 20 日（水）にかけて、広く意見の募集を行い、先般 6 月 29 日（金）にパブリックコメントの結果を公表し、各監督指針及び検査マニュアルの改正を行いました。

今般の改正は、本年 1 月 20 日に公表しました[システムリスクの総点検の結果](#)を踏まえ、金融機関に共通的な課題・問題点について、着眼点及び検証項目として、監督指針及び検査マニュアルに取り込むものです。

また、金融庁において、従来から金融機関の規模・特性に応じた検査・監督を行ってきたところ、こうしたこれまでの運用上の配慮事項について、改めて明確化を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（6 月 29 日）](#)にアクセスしてください。

証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について

「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成 22 年 1 月 21 日、以下「制度整備」）では、先般の世界金融危機において認識された重要な課題の一つとして、「国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化」が盛り込まれました。これを受け、市場関係者において、証券決済リスク削減に向けた各取組の実施時期・実行期限等を定めた工程表の作成や、工程表に沿った検討・対応が進められてきたところです。

金融庁としては、市場関係者による、かかる工程表の作成や、工程表に沿った取組みは、我が国市場全体の決済リスク削減の進展につながるとともに、ひいては、我が国金融システムの安定に資すると考え、今後も、工程表に沿った取組みの実施を支援することとしています。

工程表については、半年毎（平成 22 年 12 月、平成 23 年 6 月、平成 23 年 12 月）にアップデートしており、本年 6 月末時点の進捗状況は以下のとおりです。

1. 国債取引

(1) 経緯及び進捗状況

「制度整備」による要請を踏まえ、平成 22 年 6 月 29 日、日本証券業協会、(株) 日本国債清算機関 (以下「JGBCC」) 及び信託協会により、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」(以下「国債工程表」) が作成・公表されました。その後、上記 3 者をはじめとする市場関係者において検討が進められ、平成 22 年 12 月以降半年毎に検討結果が公表されているところです。

昨年 12 月以降、更に検討を重ねた結果、今般、(2) の通り各種の対応・合意がなされてきたところであり、これを反映して更新された「国債工程表」が、本年 6 月 29 日に公表されました。

(2) 検討結果

- 決済期間の短縮化
 - ・平成 24 年 4 月 23 日 (約定分) からアウトライイト取引の決済期間が T+2 へ移行しました。
 - ・今後、アウトライイト T+2 化の実施状況のフォローアップを行うとともに、平成 24 年度下期に予定しているアウトライイト T+1 化の検討開始に向けた準備を行います。
- JGBCC の態勢強化
 - ・平成 24 年 4 月に「金融市場インフラのための原則」が公表されたことを受け、「最大総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻」を想定した資金調達スキームの確立を目指して、「原則 7 資金流動性リスク」への対応方法の検討を、運営委員会に諮問し、本年 7 月以降、特別委員会で検討することを決定しました。
- 清算機関の利用拡大
 - ・JGBCC は、信託協会との合意事項を踏まえ、信託銀行の特性に配慮した制度改正を行うため、業務方法書の一部を改定し、必要なシステム対応に着手しました。
 - ・信託銀行は、投資家等に対して、信託銀行の特性に配慮した JGBCC の制度改正概要等について説明を行っています。
 - ・信託銀行は、引き続き、投資家等の理解・承諾を得るよう努めるとともに JGBCC への参加に伴う事務・システム等の変更についての具体的な検討を進め、投資家等の理解・承諾を得た上で、本件に係る JGBCC 及び個別行におけるシステム対応に関する投資判断などの実情や他の市場インフラのシステムの整備の状況を踏まえ、平成 26 年前半を目途に運用有価証券信託での JGBCC への参加を実現します。

2. 貸株取引

「制度整備」による要請を踏まえ、平成 22 年 12 月に (株) 証券保管振替機構、(株) ほふりクリアリング及び市場関係者 (証券会社、日本証券金融、信託銀行) により構成される貸株取引専門部会より、「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」(以下、「貸株工程表」) が作成・公表されました。

その後、平成 26 年 1 月の実施を目途にシステム対応を行うこととしている工程表の実現に向けて、検討が進められているところです。

※ 「国債工程表」及び「貸株工程表」の本体については、下記の各機関のウェブサイトをご覧ください。

- ・信託協会 (<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news240629.html>)

【お知らせ】

○「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)

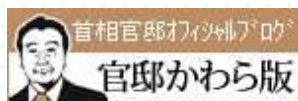


○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL: http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

○「官邸かわら版」について

内閣広報室では、野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しています。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会のウェブサイト以下に以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」

URL: <http://kawaraban.kantei.go.jp/>

○「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、[「e-Gov 電子申請システム」](#)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については、[「法令・指針等」](#)の[「法令一覧による検索」](#)をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、[「e-Gov 電子申請システム利用規約」](#)に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・ その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・ 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10時00分～17時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
 - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

○新着情報メール配信サービス（日本語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス（日本語版）を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を電子メールでご案内します。

また、新着情報メール配信サービス（英語版）でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[メールマガジン配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録をご希望の方は、[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：日曜日（6月17日）にギリシャの総選挙が行われまして、財政緊縮派が過半数をとりまして、当面の金融危機は回避されたという感じですが、この選挙結果を受けて、日本の金融システムはどう影響があるのでしょうか。大臣のご感想をお願いします。

A. 欧州問題についての17日のギリシャの再選挙につきましては、結果は皆さんご承知のとおりですので、これはもう繰り返しません。今後、これを受けて、ギリシャの次期政権がEU等との意思疎通を図りつつ、必要な財政・構造改革等を実施していくことを期待しています。

お尋ねの我が国の金融システムですが、総体として健全であり、安定している。また、ギリシャ等に対する与信額も相対的に規模が小さく、直接的な影響は限定的と考えられます。さらに、金融庁

は、常日頃よりモニタリングデータの入手、ストレス・テストの状況に関するヒアリング等によりまして、金融機関が抱えるリスクの把握に努めているところであります。

いずれにしましても、金融庁としましては、引き続き、欧州問題が金融システム・金融機関に与える影響などについて、高い関心を持って注視してまいりたい、そう考えています。

【平成 24 年 6 月 19 日（火）閣議後記者会見】

【6 月の報道発表】



6 月 1 日	アクセス	障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について（速報値）
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	徳島信用金庫に対する行政処分について
4 日	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（速報値）
6 日	アクセス	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」（第 7 回）資料（平成 24 年 6 月 1 日開催）
	アクセス	「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	自己資本比率規制の一部を弾力化する特例告示(案)の公表について
8 日	アクセス	早期是正措置に関する省令等の一部改正（案）、監督指針（案）及びバーゼル 3 に関する Q&A の公表について
	アクセス	主要行等の平成 24 年 3 月期決算の概要
	アクセス	地域銀行の平成 24 年 3 月期決算の概要
	アクセス	「平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について
11 日	アクセス	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	アクセス	主要生損保の平成 24 年 3 月期決算の概要
	アクセス	株式会社 S J I との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第 1 回審判期日開催について
	アクセス	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成 24 年 2 月末）及び過去（平成 23 年 5 月末～24 年 1 月末）に公表した計数の訂正について
12 日	アクセス	第 43 回金融トラブル連絡調整協議会資料（平成 24 年 6 月 7 日開催）

	アクセス	金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（第1回）資料（平成24年6月7日開催）
13 日	アクセス	スリープログループ株式会社に係る四半期報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令の決定について
15 日	アクセス	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議資料（平成24年6月14日開催）
20 日	アクセス	公認会計士の処分について
	アクセス	平成25年度 税制改正要望に係る御意見の募集について
21 日	アクセス	RHインシグノ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
22 日	アクセス	外国監査法人等の廃業等届出について
	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
25 日	アクセス	NOK株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	NOK株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第2回）資料（平成24年6月25日開催）
26 日	アクセス	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
27 日	アクセス	無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について
28 日	アクセス	「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（第2回）資料（平成24年6月27日開催）
	アクセス	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	株式会社みずほフィナンシャルグループの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	日本板硝子株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	企業会計審議会第27回監査部会資料（平成24年6月27日開催）
29 日	アクセス	ジャパン・アドバイザーズ合同会社に対する行政処分について
	アクセス	証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について
	アクセス	大万証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	ライツ信託株式会社に対する行政処分について
	アクセス	「自己資本比率規制の一部を弾力化する特例告示(案)」に対するパブリックコメントの結果等について

アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
アクセス	特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準の公表について
アクセス	貸金業関係資料集の更新について
アクセス	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（24年3月末）
アクセス	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【6月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは、6月の「報道発表」の中で特にアクセス数の多かったページを掲載しています。
 なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- ・[金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・[中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・[企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議 議事次第](#)
- ・[公認会計士の処分について](#)
- ・[オックスフォード・レポート「日本の経済社会に対する I F R S の影響に関する調査研究（The Impact of IFRS on Wider Stakeholders of Socio-Economy in Japan）」の公表について](#)
- ・[「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正\(案\)の公表について](#)
- ・[「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正\(案\)に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- ・[改正中小企業金融円滑化法の成立・施行等について](#)
- ・[自己資本比率規制の一部を弾力化する特例告示\(案\)の公表について](#)

以上